

プレスリリース

平成16年2月14日  
農林水産省

### 高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限の解除等について

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る移動制限について、今般、山口県より移動制限区域の早期の解除について協議があり、別添のとおり回答したのでお知らせします。

また、これに関し、18日(水)夕刻に省内で高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催する方向で調整しておりますのでお知らせします。

(問い合わせ先)

消費・安全局衛生管理課

内線：3203、3223

直通：03-3502-8206

担当：小倉、伏見